

公開用

令和7年第1回

茅ヶ崎市議会臨時会議案書

令和7年5月14日提出

目 次

議案第 4 1 号	専決処分の承認について-----	5
議案第 4 2 号	専決処分の承認について-----	8
議案第 4 3 号	専決処分の承認について-----	1 2
議案第 4 4 号	固定資産評価員の選任について-----	2 4

専決処分の承認について

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和 7 年茅ヶ崎市条例第 2 2 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 7 年 5 月 1 4 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の区分を改めた等とともに、長寿命化に資する大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額の手続を緩和したため、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第7項中「当該市町村内」を「市内」に、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第60条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附則第3条第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第4条中第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第60条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年茅ヶ崎市条例第 2 3 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 7 年 5 月 1 4 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めた等のため、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6, 618」を「7, 285」に、「8, 283」を「8, 850」に、「9, 795」を「10, 263」に、「10, 923」を「11, 248」に、「11, 718」を「11, 918」に、「12, 438」を「12, 590」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 568」を「6, 110」に、「6, 470」を「6, 965」に、「7, 038」を「7, 385」に、「8, 093」を「8, 320」に、「8, 950」を「9, 063」に、「9, 398」を「9, 508」に改める。

第2条 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第1号に該当する扶養親族については334円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち1人については334円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については300円）」を「第1号に該当する扶養親族については1人につき434円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第12条第2項第2号中「81, 290円」を「85, 490円」に改め、同項第4号中「40, 600円」を「42, 700円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「10, 263」を「10, 768」に、「11, 248」を「11, 963」に、「11, 918」を「12, 625」に、「12, 590」を「13, 098」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「6, 965」を「7, 045」に、「7, 385」を「7, 505」に、「8, 320」を「8, 623」に、「9, 063」を「9, 270」に、「9, 508」を「9, 620」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の第3条第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 施行日から令和8年3月31日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものについての第2条の規定による改正後の第3条第3項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「434円」とあるのは「384円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については100円を、それぞれ」とする。
- 5 第2条の規定による改正後の第12条第2項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和7年5月14日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり定める。
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年4月17日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,890千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,893,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		19,592,525	10,417	19,602,942
	2 国庫補助金	4,479,995	10,417	4,490,412
20 繰越金		3,000,000	3,473	3,003,473
	1 繰越金	3,000,000	3,473	3,003,473
歳 入 合 計		103,880,000	13,890	103,893,890

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		41,745,403	13,890	41,759,293
	2 児童福祉費	19,616,857	13,890	19,630,747
歳 出 合 計		103,880,000	13,890	103,893,890

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	19,592,525	10,417	19,602,942
20 繰越金	3,000,000	3,473	3,003,473
歳入合計	103,880,000	13,890	103,893,890

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	41,745,403	13,890	41,759,293
歳 出 合 計	103,880,000	13,890	103,893,890

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
10,417	0	0	3,473
10,417	0	0	3,473

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	19,592,525	10,417	19,602,942
2 国庫補助金	4,479,995	10,417	4,490,412
2 民生費国庫補助金	964,134	10,417	974,551
20 繰越金	3,000,000	3,473	3,003,473
1 繰越金	3,000,000	3,473	3,003,473
1 繰越金	3,000,000	3,473	3,003,473
歳 入 合 計	103,880,000	13,890	103,893,890

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	10,417	1 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金 (3 / 4)	10,417
1 前年度繰越金	3,473	1 前年度繰越金	3,473

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	41,745,403	13,890	41,759,293		
2 児童福祉費	19,616,857	13,890	19,630,747		
3 母子福祉費	182,606	13,890	196,496	国庫支出金	10,417
				一般財源	3,473
歳 出 合 計	103,880,000	13,890	103,893,890		

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	13,890	40 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業費 13,890

固定資産評価員の選任について

次の者を茅ヶ崎市固定資産評価員に選任したいので同意されたい。

令和7年5月14日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 田 淵 明 子
生年月日 (略)

提案理由

本案は、令和7年4月1日付け人事異動に伴い、その後任者を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

田 渕 明 子
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 税 法 抜 粹

(固定資産評価員の設置)

第404条 (第1項省略)

- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

(第3項以下省略)